

◎入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

令和元年 7 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 売払財産（土地）

物件番号	土地の所在及び地番	公簿地目	公簿面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	鹿嶋市大字下津字海岸 781 番 228	雑種地	1,238	3,140,000
2	鹿嶋市大字粟生字大谷津 1218 番 6	雑種地	377	1,150,000
3	神栖市柳川字栄松 1744 番 35	雑種地	386	807,000
4	神栖市太田字押揚 402 番 37	雑種地	484	1,030,000
5	神栖市太田字押揚 402 番 95	雑種地	495	1,120,000
6	神栖市太田字押揚 402 番 97	雑種地	524	1,190,000

2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）

オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

3 入札参加申込書の配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和元年 7 月 22 日（月）から令和元年 8 月 7 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9

時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

(2) 配布場所

水戸市笠原町 978 番 6

茨城県産業戦略部立地推進局産業基盤課

電話 029-301-2756

4 入札参加申込書等の提出期間及び場所

(1) 提出期間

下記 7 に示す入札書の受領期限の 25 分前から 10 分前まで。

(2) 提出場所

神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号

鹿島セントラルホテル 新館 2 階 竹の間

5 入札書の提出方法

入札書は、持参により提出すること。

6 入札書の提出及び開札の場所

(1) 入札書の提出場所

神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号

鹿島セントラルホテル 新館 2 階 梅の間

(2) 開札の場所

神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号

鹿島セントラルホテル 新館 2 階 梅の間

7 入札書の受領期限

物件番号	日 時	
1	令和元年8月8日 (木)	午前11時30分
2		正午
3		午後0時30分
4		午後1時30分
5		午後2時
6		午後2時30分

8 開札の日時

物件番号	日 時	
1	令和元年8月8日 (木)	午前11時30分
2		正午
3		午後0時30分
4		午後1時30分
5		午後2時
6		午後2時30分

9 入札の無効

上記 2 に示す入札に参加することができない者のした入札、入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 148 条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

10 入札の回数

入札の回数は、1回とする。

11 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

12 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額（1円未満切上げ）を、入札保証金として納付すること。

入札参加者は、現金又は茨城県財務規則第139条第1項第3号に規定する有価証券（銀行振出し小切手に限る。）により、上記7に示す入札書の受領期限の25分前から10分前までの間に、上記4(2)に示す場所において納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

13 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、前記12の入札保証金は、県に帰属する。

14 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県の示す契約条項により県と売買契約を締結するとともに、売買代金を、県が発行する納入通知書により一括して、県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

15 説明会の日時及び場所

日 時	場 所
令和元年8月1日（木）午後1時30分	神栖市大野原4丁目7番11号 鹿島セントラルホテル 本館3階 孔雀の間